

Ⅱ. 虐待等の禁止について

1. 基準省令

基準省令第45条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2. 事業所がやるべきこと

① 虐待防止委員会を定期的実施すること。

実施頻度は少なくとも1年に1回!

虐待事例が一切なくても開催しないといけない点に要注意!

委員会で取り組むべき内容は、

A 虐待防止の為の計画づくり(虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成)

B 虐待防止のチェックとモニタリング(虐待が起こりやすい職場環境の確認等)

C 虐待発生後の検証と再発防止策の検討(虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行)



の3つが想定されている。より具体的には、

ア 虐待(不適切な対応事例も含む)が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。

イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。

ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。

エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。

オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。

カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。

キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。

が国の解釈通知で想定されている。

A～C 及びア～キまでで取り組むべき項目が無い又は少ない場合は、虐待疑いに該当しそうな事案(虐待の芽)が無いかを確認したり、他事業所の事例やニュースなどを参考に事例検討を行うのも良い。

委員会を開催した場合は、必ずその記録を残すこと。記録に書くべき内容は、「日時」、「開催場所」、「参加者」、「議題」、「議題に対する意見等の発言記録」など。委員会の記録は、委員会に参加していない従業者に回覧するなどして、その内容について周知徹底すること。

虐待防止委員会については、身体拘束適正化検討委員会と一体的に開催することが認められているが、必ず虐待防止及び身体拘束適正化双方のトピックについて取り扱い、どちらか片方のトピックのみの委員会とならないよう、十分注意すること。

なお、西宮市のホームページにて、虐待防止委員会の議事録のひな形【添付資料4】を公開しているので、必要に応じて活用すること。

② 虐待防止のための指針を整備することが望ましい。

次の内容を盛り込んだ、虐待防止のための指針を整備することが望ましいとされているので、作成が義務である身体拘束適正化の指針と併せて作成しておくが良い。

- ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方
- イ 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- エ 事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針
- オ 虐待発生時の対応に関する基本方針
- カ 障害児又はその家族等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- キ その他虐待防止の推進のために必要な基本方針

なお、西宮市のホームページにて、虐待防止のための指針のひな形【添付資料5】を公開しているので、必要に応じて活用すること。



③ 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。

虐待防止に関する研修を年に1回以上実施するとともに、職員の新規採用時にも実施すること。当該基準を満たすための研修は、事業所内研修で構わないが、委員会の開催と混同してしまわないよう注意が必要。研修を行った場合は随時研修記録を作成し、研修の際使用した資料とともに保管すること。なお、研修記録のひな形については【添付資料3】を必要に応じて活用しても良い。当該研修は、身体拘束適正化に関する研修と一体的に開催して構わないが、必ず虐待防止及び身体拘束適正化双方のトピックについて取り扱い、どちらか片方のトピックのみの研修とならないよう、十分注意すること。

また、研修の実施については、委員会の実施と明確に区別するという観点からも、積極的にオンライン研修を含めた外部研修を活用することが望ましい。

3. 虐待防止措置未実施減算について

虐待防止措置未実施減算が R6 年報酬改定より創設予定(所定単位数の1%減算予定)。詳細は不明だが、おそらく、虐待防止措置に関する取り組みが不十分である場合、減算となる規定となることが予想される。取り組みが不十分であると思われる事業所については、至急上記の取り組みを行うこと。

4. ポイントまとめ

虐待等の禁止に関する取り組みのポイントは……

- ① 児童に対する虐待を行ってはならない。
- ② 児童虐待の防止のため、最低年に1回は虐待防止委員会を実施し、記録を残すこと。
- ③ 虐待防止指針を整備することが望ましい。
- ④ 虐待防止研修を年に1回以上及び職員の新規採用時に実施すること。実施に当たっては、委員会と混同しないよう注意すること。また、研修の記録を残すこと。
- ⑤ 委員会の開催及び研修の実施については、身体拘束適正化に関する取り組みと一体的に取り組むことができるが、その場合は必ず双方のトピックについて取り扱うこと。
- ⑥ 指針、委員会の議事録、研修の記録のひな形については、西宮市ホームページでも公開しているので、適宜活用すること。
- ⑦ 虐待防止に関する取り組みについて適切になされていない場合は、令和6年報酬改定以降、虐待防止措置未実施減算の適用を求められる可能性があるため、取り組みが不十分である場合は至急改善すること。

4. 参考資料

虐待等の禁止に関する各種様式については、西宮市ホームページより様式をダウンロードし、ご活用ください。

ホームページにつきましては、以下のいずれかの方法でご覧になれます。

1. トップページ → ページ番号検索 → 「94288419」で検索 → 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止について
2. トップページ → 事業者向け情報 → 障害福祉サービス事業者関連情報 → 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止について